

告 発 状 (記載例)

令和 年 月 日

殿

告発人 地方公共団体

住 所 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 滋賀県〇〇市〇〇

代 表

被告発人 日本放送協会 大津放送局

住 所 〒520-0806 滋賀県大津市打出浜3-30

代 表 者 局長 北村 幸弘

電話番号 077-522-5101

第1 告発の趣旨

被告発人は、下記告発事実のとおり課税仕入れに係る消費税に加えて、間接消費税に消費税を課す二重課税という過ちを犯して日本国憲法第30条の条規にかかわらず受信契約者から消費税を収奪している。

二重課税にならない表示方法「正しい価格表示；対価を課税標準とする価格表示」に改め、これまで収奪してきた消費税を受信契約者に返還する措置を講じることを求める。

第2 告発事実

被告発人は、放送に必要な電気・資機材・備品・事務用品等の供給、番組制作など課税仕入れに係る消費税に加えて、外消費税を含めた放送受信料として日本放送協会放送受信規約第5条に料金表を定めているように、NHKは日本国憲法第30条の条規に反して間接消費税に消費税を課す二重課税という過ちを犯し消費者から消費税を収奪している。

第3 告発に至る経緯

消費税法第63条に矛盾する消費税特別措置法第10条の規定により価格や料金を総額表示方式による表示が多く事業者の間に定着した。

消費税特別措置法が令和3年3月31日を期日に失効するが、日本放送協会放送受信規約第5条に規定している総額表示方式を「正しい価格表示；対価を課税標準とする価格表示」に切換えさせる必要がある。

## 参考資料

NHKによる二重課税は、日本放送協会放送受信規約の（放送受信料支払いの義務）第5条第1項の規定のうち（消費税および地方消費税を含む。）を削除し、課税標準を基準として放送受信料額を見直し、同項の表に（間接消費税を含む）旨の文言を付記することで解消する。